

平成30年第2回定例会

平成30年 11月19日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 報告第 2 号 資金不足比率の報告について
- 第 6 報告第 3 号 平成 2 9 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算の繰越について
- 第 7 議案第 7 号 平成 2 9 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 8 議案第 8 号 平成 2 9 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 第 9 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	中澤秀平君	2番	丸山保君
3番	大久保協城君	4番	湯井廣志君
5番	青木貴俊君	6番	山田朱美君
7番	岩崎和則君	8番	反町清君
9番	佐藤淳君	10番	冬木一俊君
11番	隅田川徳一君	12番	中島輝男君
13番	清水明夫君	14番	松本賢一君
15番	三澤望太君	16番	神田辰男君
17番	藤生善一君	18番	山崎恒彦君
19番	小屋淳君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	監査委員	細谷恭弘君
組合事業統括 兼病院院長	石崎政利君	病院長補佐	塚田義人君
介護老人保健 施設長	河合弘進君	経営管理部長	三浦真二君
看護部長	田村幸子君	薬剤部長	小幡輝夫君
参事兼 総務課長	新井滋君	参事兼 企画財政課長兼 しらさぎ管理課長	中里光夫君
用度課長	五十嵐良宣君	医事情報課長	小林ゆかり君
課長兼 患者支援センター 事務統括	横坂政彦君	課長兼 研修管理センター 事務統括	酒井正子君

事務局職員出席者

企画財政課 課長補佐	新井恵介	経営戦略室 室長補佐	清宮きよ江
安全管理グル ープリーダー	鈴木晃	総務グル ープリー ダー	櫻井力
総務課主査	萩原和美		

開会の挨拶

議長（青木貴俊君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告3件、議案2件でございます。慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

開会及び開議

午後1時45分開会

議長（青木貴俊君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成30年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（青木貴俊君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（青木貴俊君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、12番、中島輝男君、16番、神田辰男君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（青木貴俊君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

まずは、ことし5月に管理者に就任をいたしました藤岡市長の新井雅博と申します。議会の皆様方には大変お世話になりますが、どうぞご指導賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

早速、平成30年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には大変ご多忙のところをご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

また、病院のほうにつきましても、新病院1年が経過をしたところであり、この間、議会、関係の皆さんに大変お世話になりまして、ここまで来ることができておりますことに対し、感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日、本会議にご提案させていただきます案件は、報告3件、議案2件でございます。いずれも重要案件でございますので、慎重審議、ご審議を賜り、ご決定くださいますように心からお願い申し上げて、開会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第4 報告第1号

議長（青木貴俊君） 日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 報告第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

人事院は、昨年8月、国会及び内閣に対し、平成29年度の国家公務員給与について、民間給与との格差を解消するため、給料表の引き上げと勤勉手当の支給率の引き上げ等を主な内容とする給与改定の勧告を行い、これに基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が昨年12月に改正されました。

また、当組合を構成する2市1町1村においても国に準じて改正が行われました。

このため、当組合におきましても同様の措置をとるべく多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正を3月9日付で専決処分をさせていただきます。

本来であれば、2月の定例会で提案すべきところでありましたが、構成市町村議会において、2月末の議決のところもあり、日程の関係上、やむなく専決処分をさせていただきます。

改正の主な内容であります。第1条は、医師に支給される初任給調整手当の引き上げ、勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げるほか、給料表を平均0.2%引き上げるものでございます。

また、第2条は、平成30年6月以降の勤勉手当の年間支給割合を改正するものでございます。

施行日につきましては、第1条の初任給調整手当の引き上げ、給料改定に關しましては、平成29年4月1日から、勤勉手当の支給率の引き上げは公布の日からとし、第2条の平成30年6月以降の勤勉手当の支給率の割合に関する改正につきましては、平成30年4月1日からとするものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

第5 報告第2号

議長（青木貴俊君） 日程第5、報告第2号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 報告第2号、資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、去る8月16日、細谷、大久保両監査委員の審査をいただきましたので、ご報告申し上げます。

まず、病院事業会計の資金不足比率でございますが、流動資産が66億924万8,000円、流動負債から企業債等を控除した額が14億6,353万8,000円、差し引き資金剰余額は51億4,571万円となりまして、

資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されておられません。

次に、介護老人保健施設事業会計の資金不足比率でございますが、流動資産が5億6,106万8,000円、流動負債から企業債等を控除した額が4,435万5,000円、差し引き資本剰余額が5億1,671万3,000円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されておられません。

今後も資金不足額が生じないよう健全な経営を目指し、努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 報告が終わりました。

次に、監査委員より審査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 監査委員の細谷でございます。よろしくお願いいたします。

平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、審査の結果を監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月16日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成29年度資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業とも資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、まことに簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

議長（青木貴俊君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第2号について報告を終わります。

第6 報告第3号

議長（青木貴俊君） 日程第6、報告第3号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 報告第3号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算の繰越につきましてご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成29年度、第1款公立藤

岡総合病院、資本的支出、第1項建設改良費におきまして、駐車場整地工事で1億2,017万4,000円を繰り越すものでございます。この財源につきましては、損益勘定留保資金を充てるものでございます。

なお、この事業につきましては、既に完了しております。

以上、ご報告させていただきます。

議長（青木貴俊君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 報告第3号に対して何点か質問させていただきます。

まず、翌年度繰越額1億2,000万円ほど、この関係の説明では、予定された出来高に到達しなかったことによるという説明なんですけれども、到達しなかった理由を説明してください。

それから、先ほど経営管理部長のほうから、既に今年度工事が完了しているという説明でしたが、私の知っているところでは、6月中には全て駐車場が完成するという予定だったような記憶がありますけれども、いろいろな問題があったんでしょうか、結局は8月末あたりですか、工事が完了したのは。その辺についての詳細なまず原因等についても、あわせて説明をお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

まず、繰り越しにつきましてはですけども、当初道路の造成工事を29年5月から9月の期間で、10月以降に駐車場の整地工事を予定しておりましたが、文化財の出土により4カ月程度のおくれが生じました。したがって、年度内に完成に至らなかった。予算を繰り越すことになったということでございます。

それから、工期期間でございますが、終了の期間でございますが、平成30年6月に完了予定ということでありましたが、8月末にずれ込みました。これにつきましては、工事期間中の職員の駐車場が近郊に、数百人おりますので、600台ぐらい用意しないと職員の移動ができないというようなところで、その駐車場を確保することができませんで、工事のほうを区分けしながらやるような状況になってしまったということでございます。

以上であります。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 文化財の関係だということは理解ができました。

職員の駐車場ということなんですけれども、これもそのさなかに私もこの病院に来て、管理部長ともいろいろ話をさせていただいた経緯がありますけれども、当然整備すべき駐車場に車があれば工事はできませんから、当然かわりになる駐車場を確保するのは当たり前の話なんで、なぜその辺がうまくいかなか

ったのかな。それからそればかりではなくて、また後でいろいろ様子を聞いてくると、今度は施工会社のほうが二次製品の納期が間に合わなかったとか、ちょっと考えられないような話も聞いているんですけれども、いずれにしても今後そういうことのないようにしていただきたいというふうに思います。

それから、駐車場だということなんで、この繰り越しとはちょっと別なんですけれども、関連があるんでお伺いしますけれども、まず1点目は、この建物の前に駐車場があって、たしか開院の記念式典のときにも現在の管理者であります、当時県会議員であった新井管理者ともちょっと話をして、ここの駐車場の入り口が何となく入りづらいようなわからないようなというふうな話をした記憶があるんですけれども、来てみると何か工事が始まっているようなので、この辺について説明をしていただければというふうに思います。

それから、もう1点は、前から不思議だなと思っているんですけれども、駐車場の周りがある木を全部伐採ですね、剪定じゃなくて。ある意味で伐採。それから一番メインの外来センターのロータリーにある市の木のクスノキ、これもああいうふうな形で伐採をしてしまって、ようやくこの病院のシンボルツリーにならんとしている木を誰の命令で、何の目的でああいう剪定というか、私に言わせると剪定じゃなくて、あれ明らかにただ単に伐採としか思えないんですけれども、どういった経緯なんですか、詳しく説明してください。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

今ご指摘のありました駐車場でございますが、開院当初、やはり入りづらい、見づらいという苦情をいただいております。しばらく動線を見ながらという形で見ておったんですけれども、やはり手前の台数が不足しているとか、そういう問題もありましたので、動線を鑑み、今工事に入らせていただいているような状況でございます。

それから、樹木管理につきましてですが、平成14年、外来センターができたわけでございますが、そのときからなんですが、専門業者による樹木管理がなされていませんでした。約16年間、専門業者によっての手ほどきがなかったということで、樹木の過密化による景観価値の低下、落ち葉や根上がり等のいろんな問題がありまして、樹木管理の必要があるのではないかと、このように思いまして、今年度樹木管理を業者に委託したということでございます。

委託の内容につきましては、再生剪定を広葉樹年1回、落葉樹年1回、寄せ木、生け垣、中木は年2回ということを実施するという仕様になってございます。

以上でございます。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 前の駐車場については、入り口が明確になって、なおかつ若干駐車台数もふえるような話は伺っているんですけども、樹木の件については、何か質問したことに答えてくれないんですね。誰の命令で何の目的でやったんですかと、私は聞いた。今までは樹木の管理を専門業者をお願いしていなくて、ことしから専門業者に委託して剪定なり、刈り込みなりということなんですけれども、余りにも切らなくていいようなところの木を切ったり、当然外来センターの前にあるクスノキは、ああいうふうに切れば植木の性質で当然胴吹きといって幹からみんな芽が出ると。私が指摘したら、すぐそれは最近切ったようなんですけれども、全くめちゃくちゃな木になっちゃう。どこをお願いしたんですか。当然専門家なら、木の性質だとか、植えてある場所だとか、目的に応じてこういう剪定方法がありますとか、こういう剪定方法がいいでしょうとかという提案があってしかるべきなんです。お金出して委託しているんだから、そういうことは提案がなかったんでしょうか。

外来センターのロータリーの前の木は、きちんとすかし剪定をすれば風も通るし、木漏れ日も差す、何でこんなばかなことする。結局ケヤキの木でもカシノキでもああいうふうに切ったけれども、何年かたてばみんな芽が吹いてくるんですよ。前より全くみっともない形になって、桜の木も切っちゃいましたね。昔から桜切るばか梅切らんばか、ようやく樹勢がここに植えて何年たつんですか、病院が、外来センターがオープンして20年弱たつんですけれども、ようやく木の勢いが出てきて、きれいな花が咲くようになって、患者さんも何となく癒やされるような部分があるのに何であんなばかなことするんだ、そのことについてきちんと説明してください。

議長（青木貴俊君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（石崎政利君） 樹木の件でありますけれども、これ私が指示をして切らせたものです。ただ、剪定の仕様については、詳しいところ私は承知しておりません。樹木ですけれども、旧病院でも正面玄関の木があって、そのところに鳥がいっぱい集まり、物すごいふん害がある。そういうところを患者さんや救急車が通ってくる。病院でありながら、そういうふん害で患者さんに不快を与えるというのは、これ非常にまずいと思っておりました。そして、旧病院の周りの木もうっそうとしていまして、やはり害虫とか、いろいろ被害が多く、近隣から非常に苦情が多かったんです。こちらの外来センターのほうもそうです。正面のところ、先ほど話がありましたけれども、やはり害虫とか、虫がはい回っていて、患者さんが歩いてくるのに非常に気持ち悪くて不衛生で通れないという苦情がたくさんあったわけです。そこで何とかしなければいけないと考えました。

それから、病院の周りの木もそうですけれども、虫や鳥が大群をなして飛ん

でくる。道路にはみんなふんが落ちている。いわゆる病院は清潔が第一でありますから、そういうところから非常にまずいと、私が指示をした。やはり病院でありますので、景観ももちろん重要でありますけれども、私は中身とか機能を重視したいと考えておりまして、感染症に対する問題も出てきますので、そういうふうに指示をいたしました。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 業者についてであります。昨年入札を行いまして、群馬庚申園さんでございます。提案はあったのかということでございますが、申しわけありません。ちょっと記憶にございません。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） だから、私が冒頭から言っているでしょう。植えてある場所、目的、その辺に適した管理をすればいいんで、感染症と言うけれども、何のために業者に委託して、これは当然それは年に1回なり2回なり、病虫害の消毒も含まれているんでしょう。木があるから感染症が、そんなこと言ったら群大なんかどうなる。周り中、桜だらけ、中にはイチョウの木もあればケヤキの木もあれば、そんなの院長、理由にならないよ。もう少し慎重にやってくれませんか、いろんなことで。患者本位の医療と言っているんだから、じゃ聞くけれども、ふん害があるところの木はああいうふうに手入れしても、先ほども申し上げましたように何年かすればまた同じになるんだ、もっとひどくなるんだ、形とすれば。それまた鳥が飛んでくるんじゃないんですか。何か聞くところによると、東側のリハビリ庭園の東側のケヤキの木に鳥がとまって、ふん害があるような話も聞いていますけれども、だったらあそこはもとから切れればいいじゃないですか。

もう少し全国植樹祭だとか、育樹祭だとかで、木の大切さだとか、いろいろ言われている中で、何の知恵も出さずにあのようにただのこぎりで切ってしまうというふうな伐採は、私はいかがなものかと思います。今後ある意味でそういうことのないようにしていただきたい。本当に必要のないところは、抜根までしてきちんと撤去したらいいじゃないんですか。必要なところは必要で、よくその辺を精査してやっていただきたいというふうに思います。それに対してどうでしょうか、答えていただけますか。

議長（青木貴俊君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（石崎政利君） 私も不必要な木は、全て根元から抜くように言っております。そして、もし樹木を植えるのであれば、そういう害のないものにかえるように指示しているところがございますが、なかなか予算の関係ということもあったようなので、そういう結果になってしまったということでありませう。

それから、駐車場が少ないという、当初予定したよりも台数の見込みがちょっと足りなかったということもあって、そういうところも整備して駐車場のことも今後考えていかなければいけないということで、樹木の件と駐車場の件と双方考えておりました。そしてやはり何しろ外来に通院する患者さんから、苦情が大変多くありまして、それから今度外来のところに売店ができて、パンを焼いたりして、並べているのですから、そういう時にドアがあいたりするわけですから、不衛生になるわけです。そういうところもやはり考えていかなければいけないというふうに思っております。

議長（青木貴俊君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第3号について報告を終わります。

第7 議案第7号

議長（青木貴俊君） 日程第7、議案第7号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第7号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について提案理由の説明をさせていただきます。

平成29年度は、新病院建設の影響によりまして、7億7,897万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金を加え11億1,611万円の未処分利益剰余金を平成30年度に繰り越しをいたしました。

新病院開院後1年が経過をいたしました。今後さらなる病院の運営基盤の強化を図り、地域住民に信頼される病院となるよう進めてまいりますので、関係各位のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月16日、細谷、大久保両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付をいたしました意見書のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

まず、患者状況ですが、入院患者数は年間11万4,503人で、1日平均314人、外来患者数は年間20万7,647人で、診療日数242日での1日平均は858人でした。

次に、収益的収入及び支出でございますが、税抜き収入決算額は108億9,728万4,324円で、このうち医業収益で100億5,398万2,347円、内訳といたしましては、入院収益で65億3,677万2,682円、外来収益で30億4,387万2,320円、その他医業収益は4億7,333万7,345円で、このうち救急他会計負担金は8,842万8,000円でございます。

医業外収益につきましては、7億7,458万707円で、主な内訳といたしましては企業債利息など他会計負担金で2億4,421万3,000円、国県補助金で3,712万9,441円、補助金等の減価償却見合い分の収益化として、長期前受金戻入で4億595万1,577円でございます。

特別利益につきましては、過年度分補助金等の減価償却見合い分の収益化等で6,872万1,270円でした。

次に、支出の税抜き決算額は116億7,625万7,229円で、このうち医業費用で104億3,444万6,657円、主な内訳といたしましては給与費で52億9,725万6,970円、材料費で25億5,576万8,211円、経費で15億6,475万6,614円、減価償却費で7億9,758万4,130円でございます。

医業外費用につきましては12億4,141万4,050円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息等で1億4,751万4,704円、雑支出で新入院棟建設に係る消費税の費用化を含み10億7,269万9,346円でした。

医業収支比率は96.4%、総収支比率は93.3%で7億7,897万2,905円の純損失を計上いたしました。

前年度繰越利益剰余金18億9,508万2,969円とあわせ11億1,611万64円を利益剰余金として30年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額は102億7,824万4,000円、内訳といたしましては、第1項の企業債償還元金に対する他会計負担金で3億9,908万3,000円、第2項企業債で98億円、第3項補助金で7,916万1,000円でございます。

これに対しまして、資本的支出の税込み決算額は113億6,345万6,653円で、内訳といたしましては第1項建設改良費で器械器具購入費の21億1,723万6,023円、リース債務支払いの766万8,026円、

新入院棟建設工事の８５億６，００９万４，１８８円、第２項企業債償還金で６億７，８４５万８，４１６円でございます。

資本的収入が資本的支出に対する不足額１０億８，５２１万２，６５３円は、過年度分損益勘定留保資金１０億５，０４７万６，４８１円、当年度分消費税資本的収支調整額３，４７３万６，１７２円を充てて収支の均衡を図っております。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より審査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 平成２９年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る８月１６日、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成２９年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照合し審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

平成２９年度は病院移転に伴い、入院患者の制限を行ったことによる収益の減少、新入院棟建設及び医療機器購入に係る消費税計上による費用の増加で純損失を計上しております。

今後の病院運営は人口減少、消費税の増税などかなり厳しい経営が推測されます。

地域医療構想を踏まえた役割の明確化を行って、地域医療機関と連携することで患者数及び診療単価の増加を図っていただきながら、地域住民に信頼される質の高い医療の提供をお願いしたいと。将来的に安定した健全な経営を期待しております。

以上、簡単でございますが、決算審査の概要についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） ２９年度の決算について何点か質問させていただきますが、まずその前に先生初め病院のスタッフの皆さんには、１年間、２９年度大変お世話になってありがとうございました。

何点か気がついたというか、指摘をしたい部分が２点ほどありますので、質

疑をさせていただきます。

まず、16ページ、その他雑損失2,100万円ほどなんですけれども、これについては以前も質問させていただいたんですけれども、医療ミスによる損害賠償ということなんです、前回の議会でも質問させていただいたんですけれども、その時の話だと、放射線科の先生の画像診断がうまく連携がとれていないというか、そんな旨の答弁だったように記憶があるんですけれども、まず29年度でこの病院でがん患者さんのオペは何件実施したのでしょうか。それに伴って29年度、カンサーボードは何回開催されたのでしょうか。

それと、カンサーボードに出席しているメンバーの方はどんな方がいるのでしょうか。それと主な検討の内容についてわかればお示してください。

それから、14ページの医業収益の外来収益の30億4,000万円ほどの中で、救急医療にかかわる医業収益はどの程度の金額があったのでしょうか。その下を見ると救急他会計負担金ということで、救急医療の精算部分に対しては8,800万円ほど構成する市町村の基準内支出ということで繰り出しということで、この病院にお金を出しておるんですけれども、その辺のこともありますんで、その収入、それから当然救急車でこの病院へ来るんだと思うんですけれども、救急車での特約が何件とあったらいいんですか、何台とあったらいいのでしょうか、何件ありましたか。そのうちに公立藤岡総合病院として受け入れた件数、受け入れた台数はどのくらいあるのでしょうか。

それから、もう1点は、当然救急車じゃなくて、電話でこの病院に問い合わせ、これこれこういう事情で体調が悪いんで診てくれませんかというふうな夜間なりいろんな部分であるんでしょうけれども、その辺の件数、それから受け入れた件数についても、わかればお示してください。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

まず、がんの手術件数についてお答えさせていただきます。

当院のがんの手術件数でございますが、平成28年度381件、29年度が428件でございます。29年度の部位別では大腸がんが一番多く125件、続いて膀胱74件、胃が62件、乳腺、肺と、このような順番になっております。

それから、カンサーボードにつきましては、29年度の実績としましてはちょうど移転等がございまして、回数とすれば4回でございます。出席者は、29年度の1回目は医師が32、それから診療支援部、事務合わせて44人、それから29年度2回目は医師21、診療支援部1、事務が1の計23人、3回目は医師18、診療支援部4、事務が6、合計で28人、4回目が医師25、診療支援部が3、事務が5、合計で33人、このような29年度のカンサー

ボードの実績になっております。

キャンサーボードの他にM&Aのカンファレンスであるとか、画像カンファレンスであるとか、CPC、その他いろいろなカンファレンスは数回こなしております。また、外科、内科、緩和ケアとか、毎週のようにカンファレンスは開いております。そのようなことが実績としてございます。

それから、救急についてお答えいたします。

救急患者、救急車の受け入れにつきまして、平成29年度救急患者数は1万3,298人、救急車の要請件数は4,456件でございます。この要請のうち収容数は3,954件、収容率は89%でございます。1日平均では救急患者数36.4人、救急車の要請件数が1日12.2件、収容件数が10.8件でございます。当院は、断らない救急というのを原則に救急医療を受け入れてございます。

それから、決算のところですか、救急の収益でございますが、外来収益30億4,387万円のうち救急分、この部分のところの収益は1億5,000万円ほどとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） オペの回数が428件、随分頑張っやっていたらいいんだなという印象ですが、それに対してキャンサーボードが年4回というのはちょっと私には余りよく理解ができないんですけども、伊勢崎市民病院とは内科、外科、放射線科、病理学、緩和ケア、薬剤師、看護師、この辺が結構な回数を重ねて、特にリスクが伴うオペ等には、事前に全体の意見を集約してやっているとこのふうなことなんで、そのことによって医療ミスがなくなっていくんだと思うんですね。なかなか体制的に難しいんだと思うんですけども、これはもう少し機会をふやして、もう少し小まめにとりかかるとか、そういうことは難しいんでしょうか。

それから、救急医療の関係については、救急車での収容率が89%ということなんですけれども、私はなぜこの質問をするかということ、断られた患者さんから私どものほうにクレームが来ます。これ総合病院は何で受け入れてくれないんだ。たまたま受け入れてくれない人にしてみると納得がいかないのは理解ができるんですけども、率直な感想を申し上げますと、1日平均36人余りの救急患者さんを診てくれているということなんで、随分診ていただいているんだというのが率直な印象なんですけれども、私が言いたいのは患者さんというか、市民が知りたい情報あるいは逆に病院側が病院のほうはこういうことで地域医療に対して努力しているんだということをきちんと市民に知らしめることが、ある意味で地域の皆さんに信頼される病院の経営につながっていく

だと思うんですね。

管理者にお伺いしますけれども、その辺のオペもこれだけやっていますよ、救急医療もこれだけの要請に対応していますよということを年に1回、何かの形で市民に広報したらどうなんですか。私は一番いいのは、市民のみなさんが見てくれるのは藤岡市の広報、あれ結構見てくれていて、人によってはきちんとずっとファイルにとじている方もいます。だから、その辺と藤岡市とほかの高崎市やほかの町村の関係もありますけれども、そういうことを藤岡市長さんと相談して、当然管理者と同一なんですけれども、一度そういうことをして、この病院の実態をきちんと知らしめるということが大事なことなのかなというふうに思いますので、その辺についても何とかそういうふうな方向で前向きに対応していただければというふうに思いますので、このことについて管理者のほうから答弁をしていただけるとありがたいのですが、よろしく願いいたします。

議長（青木貴俊君） 管理者。

管理者（新井雅博君） 佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

病院の現状あるいは市役所、行政という部分の現状、現実、私は市民に知らしめるという言葉はちょっと強い言葉かもしれませんが、やはりしっかりと現実を知っていただいた上で、お互い協働の作業を進めていく、私はこれが基本だというふうに思っておりますので、佐藤議員さんの言われるようなことはもっともだというふうに思っており、取り組みたいというふうに思っております。

特に、ことし、平成30年3月に厚労省のほうが発表いたしました急性期病院群、全国で1,493病院あります。この機能評価指数というのが発表に3月20日になりました。藤岡総合病院議会からの厳しいご指摘をしっかりと踏まえた中で、しっかりと運営していただいたおかげで、その指数というのが1,493病院中、全国で35位の高い位置にあったということ、同時に群馬県においては1位という高い評価になりました。このことについて私は、一刻も早く藤岡市民、多野藤岡広域圏の皆さんにお伝えをするべきだという話がありましたけれども、病院関係者にすると病院は順位を争うものではない、こんな考え方からちゅうちょしていた部分がありましたけれども、やはりいいことも悪いことも事実を伝えるべきだということで、佐藤議員さんがちょっと言われた7月15日の藤岡広報に、この部分を載せさせていただきました。ですから、やはりこれから議員さん言われるように、それぞれの情報を共有するためにも、藤岡市の広報あるいは病院が発行する冊子等についても、しっかりと広報してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようによろしく願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（青木貴俊君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（石崎政利君） 病院の情報について追加をさせていただきますと、手術件数や診療件数、それは全てホームページに載っております。これは以前から公開しております。

それからあと、病院独自の広報が医療機関向け、それから患者さん向けに年数回発行しております。そういう中にこの疾患の説明とか、そういう診療の状態を載せて、皆さんに知っていただけるように取り組んでいるところでございます。

それからあと、時々読売新聞とかそういうところで全国あるいは県内の手術件数の実数とかも出ておりますので、そういうところも参考になっているのではないかと思います。ただ、それにしてもまだまだこの地域の皆さんにそういうのが知れ渡っていないということであれば、病院のほうの提供にはまだまだ不十分だということだと思いますので、またこれから努力していきたいと思っております。

それからもう一つ、カンサーボードですけれども、当院は地域がん診療連携拠点病院に指定されておまして、カンサーボードを実施するというのが要件の一つであります。以前は診療科別にカンサーボードを行っておまして、これは週1回ずつ行っているわけでありまして。病院全体として初めたのは平成27年からになります。2カ月に1回ということで開催しておりましたけれども、来年度からの要件が変わりまして月1回以上、病院全体での開催ということが求められておりますので、そういった形で対応していきます。ただ、やはり医師の数も少ないですし、実際にそのカンファレンスの間にも診療、救急あるいは手術だとか、診療に携わっている者もございますので、なかなか全員参加というところまではいかないんですが、そういった中でも全体のカンサーボード、そして診療科別のカンサーボードといった形でそういうのを術前、術後あるいは患者さんの状況を各診療科の垣根を越えて検討していくことを行っております。

それからあと、以前のところで指摘された画像診断のほうと3Dの合成ということもありましたけれども、こちらのほうも皆様のおかげで新病院の開院とともにPET-CTを導入させていただきましたし、CTとかMRIも更新させていただきました。新しいソフトが入りましたので、現在は3Dの合成はできるようになりまして、術前に検討するというふうにしております。

それからまた、呼吸器の手術の関連については、今度、群馬大学に循環器外科の教授が就任されましたので、12月から当院でも外来をしていただくことになっております。したがって、呼吸器外科について心臓とか、大血管の周囲にかかわるような手術においては、コンサルテーションをすとか、場合によってはこちらに来ていただいて、手術にも入っていただければというような形

で、当院でもいろいろな形で努力をしているところでございます。

以上でございます。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） るる説明ありがとうございます。

できるだけ限られた条件の中で、キャンサーボードもきちんとやっていただいて、医療ミス等がないように、万全の体制で臨んでいただきたいというふうにも思います。

それから、スリーフェーズCTの3D画像の処理だとかも対応ができていくということなんで、一つ安心をしました。

それから、ホームページ云々でというのは、私も承知はしているんですよ。高齢者の方はホームページを見てそこまでどうだと詳しいことがわからないんで、あえて一番市民の人が目にするというか、結構藤岡市の広報等が配られると、先ほども申しましたようにきちんと目を通してとじている方がうちの近所にもたくさんいらっしゃいます。そういった意味では、連携をとってもらって、広報と一緒にお金はかからないんですよ、たしか。区長会を通じて班長さんが配ってくれますから、そういうことをすることによって、この病院への理解が一層深まるんじゃないかということで検討していただきたいということなんで、いずれにしてもいろんな努力をしていただいて、地域に信頼される病院になっていただきたいというふうに思います。

議長（青木貴俊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第8号

議長（青木貴俊君） 日程第8、議案第8号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第8号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度は、介護老人保健施設事業では1,151万円の純損失、訪問看護事業では5,153万円の純利益で、2施設合計で4,002万円の純利益を計上し、前年度繰越利益剰余金に純利益を加え1億1,657万円の未処分利益剰余金を平成30年度に繰り越しをいたしました。

また、本決算につきましては、去る8月16日、細谷、大久保両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付をいたしました意見書のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 詳細についてご説明申し上げます。

初めに、介護老人保健施設しらさぎの里でございます。

利用状況ですが、入所利用者数は年間2万7,378人、1日平均75人、通所利用者数は年間1万877人で、利用日数256日での1日平均は42.5人ございました。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は4億7,527万2,641円で、このうち事業収益で4億7,183万1,370円、内訳といたしましては、施設介護収益で2億6,519万7,593円、居宅介護収益で8,643万2,068円、居宅介護支援収益で1,759万7,330円、施設介護利用料収益で8,044万4,609円、居宅介護利用料収益で1,835万8,534円、その他事業収益で380万1,236円でございます。

事業外収益につきましては、344万1,271円で、主な内訳といたしましては、補助金の減価償却見合い分の収益化として、長期前受金戻入で160万2,000円でございます。

次に、支出の決算額は4億8,678万4,541円で、このうち事業費用で4億7,250万3,388円、主な内訳といたしましては給与費で3億4,082万6,124円、材料費で3,536万1,995円、経費で3,793万7,508円、委託費で3,489万646円、減価償却費で2,211万7,952円でございます。

事業外費用につきましては、1,428万1,153円で、主な内訳といたしましては企業債の支払利息で1,381万3,328円でございます。

事業収支比率では99.9%、総収支比率は97.6%で、1,151万1,900円の純損失を計上いたしました。

次に、訪問看護ステーションはるかぜでございます。

利用状況ですが、利用者数は年間1万4,348人、1日平均58.6人でございます。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は1億2,142万7,304円で、このうち事業収益で1億2,088万7,054円、内訳といたしましては、訪問看護療養収益で6,364万4,432円、介護保険訪問看護療養収益で4,581万6,797円、訪問看護療養収益で590万1,474円、介護保険療養収益で552万4,351円でございます。

事業外収益につきましては、54万250円でございます。

次に、支出の決算額は6,989万4,910円で、このうち事業費用は6,987万7,430円、主な内訳といたしましては、給与費で6,199万6,407円、材料費で13万7,473円、経費で568万1,378円、減価償却費で188万3,741円でございます。

事業外費用につきましては1万7,480円でございます。

事業収支比率では173%、総収支比率は173.7%で、5,153万2,394円の純利益を計上いたしました。

以上2事業での合計4,002万494円の純利益を計上し1億2,494万2,434円を利益剰余金として30年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入はございませんでした。

第1款介護老人保健施設事業資本的支出の決算額は4,809万3,403円で、内訳といたしましては第1項建設改良費で179万1,735円、第2項企業債償還金で4,630万1,668円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出の決算額は143万9,613円で、全て建設改良費でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額4,953万3,016円は、過年度分損益勘定留保資金4,809万3,403円と当年度分損益勘定留保資金143万9,613円を充てて、収支の均衡を図っております。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算に係る審査の概要と結果についてご報告を申し上げます。

去る8月16日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成29年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照合し、審査を行った結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので、省略させていただきます。

介護老人保健施設事業は、リハビリテーションを重視した在宅復帰を目的とした介護老人保健施設しらすぎの里と在宅での療養生活を支援する訪問看護ステーションはるかぜがあり、多くの人に利用されております。

高齢化社会が進む中、在宅復帰を目指し、在宅での療養生活を支援するという両事業は、地域のニーズに不可欠であると思われまます。

今後も自治体で進めている地域包括ケアシステムとの連携を深め、地域の医療、介護を担う組合事業全体の運用として取り組んでいっていただきたいと願っています。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査の概要についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第9 一般質問

議長（青木貴俊君） 日程第9、一般質問を行います。

中澤秀平君の質問を行います。中澤秀平君。

（「休憩して」の声）

議長（青木貴俊君） 暫時休憩いたします。

（午後3時00分休憩）

（午後3時00分再開）

議長（青木貴俊君） 休憩前に引き続き議会を開催します。

議員（中澤秀平君） 議長の許可をいただきました。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

通告しましたのは、診療録の開示について質問をさせていただきたいと思っております。

昨年9月から10月にかけて実施した厚生労働省の医療機関における診療録の開示に係る実態調査の結果によると、5,000円以上の高額な手数料を設定している病院が16%、3,000円以上では31%あるとされていました。高額な料金設定はそれだけでもカルテの開示請求を断念せざるを得ない事態にもなりかねず、実費を勘案して設定されなければならない手数料の額として、違法なものとして指摘をされています。病院によっては無料で全ての患者にカルテのコピーを配布する病院もあり、開示に積極的な姿勢の病院もふえてきていますが、しかしさきの調査結果、依然として開示の意義について理解が進んでいない病院もあるということを示していると言えるのではないのでしょうか。

まず、カルテを開示すること、診療情報を患者に開示することについて意義、根拠について当組合ではどのように考えているか伺っていききたいというふうに思います。

診療録の開示は、患者の知る権利を保障し、情報を共有することで、患者と医療機関の信頼関係強化につながり、医療の質の向上を図る上で大きな意義があると考えます。

厚生労働省の医療機関における個人情報保護のあり方に関する検討会では、患者と医療従事者が診療情報を共有し、患者の自己決定権を重視するインフォームドコンセントの理念に基づく医療を推進するために、患者に診療情報を積極的に提供するとともに、患者の求めに応じて、原則として診療記録を開示すべきであるという基本的な考えが確認されています。

平成15年9月12日に策定し、各都道府県に通知した診療情報の提供等に関する指針では、検討会の考えを踏まえて、医療従事者が積極的に診療情報を提供することを推進する目的で策定されています。

10月23日、新聞報道によれば、群大病院で院内に設置した端末で自由にカルテを閲覧できるシステムを来年1月から導入するということが報道されて

います。全国でも例がない先進事例ではありますが、社会の大きな流れとしては、診療情報の開示は一層推進されていくものと考えています。

患者本位の医療を理念とする公立藤岡総合病院でも、基本方針の第一に患者さんの意思を尊重し、信頼される医療を提供しますとあることから、積極的なカルテの開示を推進する立場でもあると思います。

診療録の開示について、その意義と根拠を組合ではどのように考えているか改めてお伺いいたします。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

診療録開示の法的根拠につきましては、個人情報保護法に基づき、当院においても多野藤岡医療事務市町村組合情報公開条例及び多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例を定め、また公立藤岡総合病院診療情報開示規程を定めております。

また、当院では、先ほど議員さんのほうからありました病院の理念、患者本位の医療、基本方針、患者さんの意思を尊重し、信頼される医療を提供するをもとに、診療情報を提供していくことにより、患者さん等とのよりよい信頼関係を構築していくため、診療録開示に適切に応じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（青木貴俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 診療録の開示の根拠といたしましては、個人情報保護法に基づいて条例を制定して、また院内規程に基づいて適切に運用しているということと答弁いただきました。

個人情報保護法では、第1条の目的で、個人の権利、利益を保護することを目的としておりまして、個人情報の保護と同時に、個人情報の適切かつ効果的な活用が豊かな国民生活の実現に資するとして、個人情報を取り扱う事業者の義務なども取り決めています。

医療機関も高度な個人情報を扱う事業者として、個人情報の取り扱いにはさまざまな制限がかけられていますが、一方で個人の権利としてみずからの情報を知る権利を保障するために本人の開示請求権と事業者の開示義務も法律に定められています。組合の条例でも第1条には目的として、組合の実施機関が保有する個人情報の開示などを求める権利や個人情報の保護に関して必要な事項を定めて、個人の権利、利益の保護と住民から信頼される組合行政を推進するとしています。

個人の情報と同時に、情報の開示も住民の権利を守り、信頼を築く上で必要とされているということで、今答弁の中で確認ができたというふうに思います。

それでは、過去の開示に関する実績について伺いたいと思います。過去5年間、年度ごとの開示件数と平均的な費用など伺います。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

年度別開示件数につきましては、平成25年度14件、平成26年度7件、平成27年度13件、平成28年度14件、平成29年度20件、平成30年度10月現在16件でございます。

また、費用ですが、平均的開示枚数につきましては、平均枚数124枚、費用は5,488円です。最少費用は54円、最大費用は5万4円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（青木貴俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 年間約十数件平均してあるということでお答えいただきました。

費用について、平均的な費用をお伺いいたしましたが、最大で5万円、最少で54円と、また平均が120枚ぐらいということでしたが、具体的な1枚当たりの費用についても伺いたいと思います。

開示に係る費用は個人情報保護法では、手数料として徴収することができる定められています。組合の条例では、情報の開示を受ける人が負担しなければならないと定められていますが、その額は法律に基づいて実費の範囲ということが定められています。病院の院内規程では、A3以下の用紙の複写費用として1枚50円、画像などを記録するCD-R、またDVDについては1枚2,000円というふうに定められていると聞いています。この値段設定の根拠について伺いたいと思います。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

当院の診療記録複写費用は1枚50円、税別でございます。画像記録、CD-R1枚は税別2,000円となっております。

費用の根拠ですが、開示請求に対する人件費を含めた費用を徴収できるとの旨の通知が厚生労働省から出されております。このことから、内容確認等により、開示請求に対する際に生じた人件費を含めた費用を勘案して設定しております。

以上、答弁となります。

議長（青木貴俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 法律の中では、実費を勘案して合理的な範囲ということですが、人件費もその実費の中に含まれるということで、厚生労働省のほうから通知もされているということも聞いております。

それでは、この藤岡総合病院が規定する院内規程の料金設定は、県内ではど

のぐらいの位置にあるのか、ちょっと確認したいと思うんですが、県内公立病院の料金についてお伺いたします。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

県内近郊の公立病院の費用についてですが、診療記録複写費用は、税別10円から15円、画像記録CD-Rは税別100円から2,000円、このほかに手数料税別2,000円を別に徴収している病院が1病院ございます。

以上、答弁となります。

議長（青木貴俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 病院の院内規程では1枚50円、コピーの費用がかかるということでしたが、先ほど答弁の中では10円から15円ということで、近隣の病院は藤岡総合病院と比べて安いということがわかります。

また、画像記録のCD-Rについても100円から2,000円幅はありますが、藤岡の2,000円が一番高いということが確認できます。また、手数料を取っている病院も幾つかあるということなんですが、手数料を取っているのは、県内では桐生厚生病院と下仁田の厚生病院、そして渋川市の渋川医療センター、この3つだけだったということは、私が調べた中で把握をしております。

先ほど答えていただいた病院のほかにも、私独自に調べたものでは、やはり料金設定10円から30円ということで、この藤岡総合病院が最も高い料金設定になっています。先ほど人件費を勘案して実費として料金設定しているということなんですが、藤岡ではこの人件費がほかの病院と比べて高いということなんでしょうか。これは同じ藤岡市内の鬼石病院でも白黒1枚当たりが10円ということも聞いておりますので、納得のできる説明ではないというふうに思います。例えば先ほど最大で5万円かかった開示請求の費用であります。仮にコピーのみで1,000枚だとすれば、ほかの低料金の10円の病院と比べて5倍の料金、額にすれば4万円多く支払わなければいけないということになると思います。5万円という金額は、そう簡単に出せる金額ではないと思いますし、ほかと比べて相対的に異常な高さだというふうにも思います。患者や家族の開示請求権を抑制することにもなっているんじゃないかというふうにも思いますし、患者の求めに応じて原則として開示すべきという厚労省の検討会の考えにも反するものだと思います。

ほかと比べて高いという認識はあるかどうか、まず1点伺います。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

費用につきましては、他の公立病院では費用の値上げを検討しているという

病院もあると聞いております。当院の費用につきましては、現時点では改正は考えておりません。

以上でございます。

議長（青木貴俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 他の病院も値上げを検討しているというようなことがありましたが、今現時点で最も高いこの状況は動かすことはできない事実というふうに思います。私の周りでも開示請求にかかわって相談された方で、50円という値段が高くて、なかなか開示請求に踏み切れない、そんな方の声も聞いております。実際に患者、家族の開示請求権を抑制している、そんな状況もあるというふうに言えると思いますが、先ほど改定の考えはないというふうにお答えいただきましたが、やはり近隣の病院と合わせて、平均的な料金として設定するのが公立病院としての役割ではないかというふうにと思いますが、考えを再度改めて伺います。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

現時点での費用の改定は考えておりません。

以上です。

議長（青木貴俊君） 以上で中澤秀平君の質問を終わります。

以上で発言通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（青木貴俊君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 第2回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

議員皆様方にご提案をさせていただきました案件につきまして、慎重審議の上、全員の賛成をいただきまして、ご決定賜りましてまことにありがとうございます。

いました。

議員皆様方から賜りましたご意見、ご指導に対しましてしっかりと受けとめて、地域医療の確立、さらには健全な病院経営、そして何よりも大切な患者本位の信頼される病院運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きの議員各位のご指導を賜りますように切にお願いを申し上げますと同時に、いよいよ年末を迎えますので、議員皆様方にはさらにご活躍を賜りますようお願いを申し上げて、御礼のご挨拶とさせていただきます。

大変お世話になり、ありがとうございました。

閉会

議長（青木貴俊君） 以上をもちまして、本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成30年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時17分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 青 木 貴 俊

署名議員 中 島 輝 男

署名議員 神 田 辰 男